江府町告示第　６０　号

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するため、次のとおり告示する。

令和　８　年　１１　月　１１　日

江府町長　白石祐治

１　業務概要

（１）　事業の名称 江府町立学校給食センター調理等業務

（２）　対象施設 江府町立学校給食センター

（３）　委託業務内容

ア 物資検収時の受け取り、格納、検温業務

イ 主食（米飯）及び副食の調理業務

ウ 原材料及び調理後の食品の保存食の採取及び保管業務

エ 配缶業務

オ 給食の配送及び回収業務（輸送用コンテナの洗浄消毒業務を含む。）

カ 食器、食缶及び調理機器の洗浄消毒保管業務

キ 残さいの計量及び記録並びに塵芥の集積業務

ク 施設、設備及び機器の清掃、消毒及び安全点検並びに記録業務

ケ 使用物品管理業務

コ 衛生管理業務

サ 前各号に附帯する業務

【参考】本委託業務に含まれない業務

・ 献立作成業務　・ 食材調達業務

・ 給食費徴収等業務　・ 施設設備等保守業務

（４）　委託期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで　３年間

（５）　委託料予定額（上限額）

６７，００９，０００ 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（6） 選定方法

公募型プロポーザル（企画提案）方式による選定

2 応募資格

（1） 応募事業者資格要件

応募事業者は、次の要件を満たさなければならない。

ア 法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。

イ これまでに小学校又は中学校を対象とした学校給食調理業務の受託実績を３年以上有していること。

ウ 契約時に、単独企業かつ上記ア及びイに掲げる要件を満たす業務履行保証人を確保することができる者であること。

エ 江府町に競争入札参加資格審査申請書（指名願）を提出し、令和８年１１月２５日午後３時までに受理された者。

（2） 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募することができない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 江府町の競争入札における指名停止措置を受けている者

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律 154 号）の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生計画許可の決定（確定したものに限ります。）を受けた者を除きます。）

エ 国税及び地方税を滞納している者

オ 過去３年以内に、学校給食調理業務において食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業の停止処分を受けた者（当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除きます。）

カ 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過していない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団又は同法同条第６号に規定する暴力団員、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

（3） 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、応募資格審査申請書の提出日とする。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

3 参加申込

このプロポーザルに参加しようとする者は、次により申込みをすること。

（1） 提出期間

令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月２５日（水）午後３時まで

受付時間：午前８時３０分から午後５時まで（期限日においては午後３時まで）

（2） 提出書類

ア 参加表明書（兼参加資格審査申請書）

イ 参加表明書（兼参加資格審査申請書） に定める添付書類

ウ 経営状況調査表

エ 役員等調書兼照会承諾書

※ 様式については、別途配布の募集要項等に記載

（3） 提出先

〒689-4401 鳥取県日野郡江府町江尾１７１７番地１

江府町教育委員会事務局教育課

（4） 提出方法

持参又は郵便等

4 提案書等の提出

前項の規定による申込みをした者のうち、応募資格を有すると認められた者は、次により提案をすることができる。

（1） 提出期間

令和８年１２月１日（火）から令和８年１２月２２日（火）午後１時まで

受付時間：午前８時３０分から午後５時まで（期限日においては午後１時まで）

（2） 提出書類（正本１部、副本５部）

ア 審査に係る提案書類提出書

イ 提案書

ウ 見積書

※ 様式については、別途配布の募集要項等に記載

（3） 提出先及び提出方法

前項第３号の提出先に、同項第４号の方法で提出すること。

5 選定

（1） 選定の方法

江府町立学校給食センター調理等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査を行う。

（2） 優先交渉権者の決定

町は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

（3） 選定結果の通知

提案書等の提出者全てに通知を行う。

6 契約の締結

前項の規定により優先交渉権者として選定された者と契約締結の交渉を行う。当該交渉が不調のときは、得点の高い事業者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他留意事項

（1） 本プロポーザルについて、この掲示に記載のないものは、別途配布する募集要項等によるものとする。

（2） 本プロポーザルへの応募に係る提出書類作成及び提出等に要する費用は、全て提出者の負担とする。

（3） 提出された書類は、返却しない。

8 問い合わせ先

〒689-4401 鳥取県日野郡江府町江尾１７１７番地１

江府町教育委員会事務局教育課

電話：0859-75-2223

ＦＡＸ：0859-75-3411

Ｅメールアドレス：k_kyouiku@town-kofu.jp